



ボード系ホイール付き走行ギアの SG 基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

ホイール付き走行ギア専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	(五十音順・敬称略)
(部会長)	木村 哲也	国立大学法人長岡技術科学大学	
(委員)	坪 牧夫	株式会社メガスポーツ	
	伊藤 清孝	株式会社ジョイパレット	
	大矢 栄助	特定非営利活動法人日本ローラースポーツ連盟	
	小野田 元裕	一般財団法人日本車両検査協会	
	木村 たま代	主婦連合会	
	黒崎 照子	全国地域婦人団体連絡協議会	
	小林 明	アイデス株式会社	
	小林 肇	前 独立行政法人産業総合研究所デジタルヒューマン研究所	
	中村 尚茂	一般財団法人日本文化用品安全試験所	
	長谷 稔	前 一般社団法人日本スケートボード協会	
	浜脇 健一郎	東方興産株式会社	
	丸山 清吾	特定非営利活動法人日本キックスケーター協会	
	見座 宏昭	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	宮下 幸雄	国立大学法人長岡技術科学大学 機械系	
宮地 弘孝	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会		
横田 倫子	財団法人消費科学センター		
(関係者)	岡部 忠久	経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ製品安全課	
	多田 俊樹	経済産業省商務情報政策局日用品室	
(事務局)	一般財団法人製品安全協会 業務グループ		
	E-Mail operation@sg-mark.org		

ボード系ホイール付き走行ギアのSG基準  
SG Standard for Board Type Riding Gear with Wheels

1 基準の目的

この基準は、ボード系ホイール付き走行ギアの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、使用者がその脚を固定せずに主に立って乗ることを意図した製品であって、1枚又は連結する機構を有する複数のボード及びホイールを有し、1人乗り専用で人力によってのみ推進し使用者の体重移動や操作棒などにより進行方向を制御する製品又はそれに類する製品群（以下「走行ギア」という。）であって、かつ、次のいずれにも該当しないものについて適用する。

- ・ 非舗装路での使用を目的として設計した製品
- ・ チェーンやベルトなどの駆動系を有する製品
- ・ 使用者用のサドル（座席）を有する製品

3 形式分類

走行ギアの形式分類は次のとおりとする。

- ・ 幼児用：生後18月以上、かつ、体重20kg未満の者が使用することを意図した製品
- ・ 子供用：体重20kg以上50kg未満の者が使用することを意図した製品
- ・ 一般用：体重20kg以上100kg未満の者が使用することを意図した製品

4 安全性品質

走行ギアの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. 走行ギアの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外表面に突き出たボルトの頭などの先鋭部は、使用者が触れない箇所にあること。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法						
<p>2. 摩擦抵抗</p> <p>3. 強度</p>	<p>(3) 幼児用のものであって、2つ以上の部位が連結される可動部（締め具は除く。）にあっては、当該2つ以上の部位の間にすき間は○以上○以下ではないこと。</p> <p>(4) 各部の接合、組立等は良好でありがたつきなどがないこと。</p> <p>(5) ホイール及び可動部を固定する締結具は緩み防止措置が講じられたものであること。</p> <p>2. ホイール（路面に接するものに限る。）の回転方向と直交する方向の静止摩擦係数は、○以上であること。</p> <p>3. 走行ギアの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 伸縮式の操作棒を有するもの          にあつては、表1の力で伸縮方向に押し込んだとき操作棒の縮み及び使用上支障のある変形、破損等がないこと。</p> <p>表1：伸縮方向への押し込み力</p> <table border="1" data-bbox="395 1563 804 1704"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>押し込み力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児・子供用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	形式分類	押し込み力	幼児・子供用		一般用		
形式分類	押し込み力							
幼児・子供用								
一般用								


項 目	基 準	基 準 確 認 方 法															
	<p>(2) 操作棒を有するものにあつては、操作棒に対し進行方向前後方向に幼児・子供用にあつては250N、一般用にあつては○の力を加えたとき使用上支障のある変形、破損等がないこと。</p> <p>(3) 進行方向前面部に表2に示す衝撃エネルギーを加えたとき、使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>表2：前面衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 878 820 1111"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供用・一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) デッキ面に表3に示す重すいを同表に示す高さから落下させたとき、使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>表3：重すいの質量及び落下高さ</p> <table border="1" data-bbox="395 1429 820 1662"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>重すいの質量</th> <th>落下高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用及び子供用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	形式分類	衝撃エネルギー	幼児用		子供用・一般用		形式分類	重すいの質量	落下高さ	幼児用及び子供用			一般用			
形式分類	衝撃エネルギー																
幼児用																	
子供用・一般用																	
形式分類	重すいの質量	落下高さ															
幼児用及び子供用																	
一般用																	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法																
4. 耐久性	<p>4. 走行ギアの耐久性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 走行ギアを表4に示す重すいを固定し、走行距離○km 走行させたとき使用上支障のある破損がないこと。</p> <p style="text-align: center;">表4：重すいの質量</p> <table border="1" data-bbox="394 600 820 790"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>重すいの質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) フレーム又はホイールを固定する部品等の動きにより推進力を得る機構（以下「推進機構」という。）を有するものにあつては、当該推進機構を表5に示す動作させたとき使用上支障のある破損がないこと。</p> <p style="text-align: center;">表5：動作回数</p> <table border="1" data-bbox="394 1247 820 1438"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>動作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 推進機構以外の可動部であつて、走行に際し使用者体重による力の掛かる箇所を有するものにあつては、当該箇所を繰り返して○回動作させたとき使用上支障のある破損がないこと。</p>	形式分類	重すいの質量	幼児用		子供用		一般用		形式分類	動作方法	幼児用		子供用		一般用		
形式分類	重すいの質量																	
幼児用																		
子供用																		
一般用																		
形式分類	動作方法																	
幼児用																		
子供用																		
一般用																		

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 材料	5. 幼児用のものにあつては、人体に有害な影響を与えない材料を使用していること。	

## 5 表示及び取扱説明書

走行ギアの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)については包装外表面の見やすい箇所にも併せて表示すること。(ただし、製品本体の表示が包装外表面から見るができる場合は除く。)</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用対象者の体重及び幼児用にあつては使用対象者の年齢の下限</p> <p>(4) 使用上の注意事項</p> <p>(a) ヘルメット、ニーパッド、エルボーパッド及びグローブを使用すること</p> <p>(b) 使用が禁止されている場所では使用しないこと</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次の各号に示す事項を明示した取扱説明書を添付すること。このとき、(1)及び(2)の事項は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(3)の事項については安全警告標識（）を併記するなどして、より認知しやすいものとする。なお、(3)(a)か</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>ら(c)については、枠囲い、太文字、大きな文字など他の使用上の注意事項と比較して特に目立つようにすること。</p> <p>(1) 使用対象者の体重及び幼児用にあつては使用対象者の年齢の下限</p> <p>(2) 取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管する旨</p> <p>(3) 使用上の注意事項</p> <p>(a) ヘルメット、ニーパッド、エルボーパッド及びグローブを使用する旨</p> <p>(b) 自動車や歩行者などに十分注意して使用する旨、使用が禁止されている場所では使用しない旨</p> <p>(c) 使用する前に安全な場所で十分練習を行い、保護者の目の届く場所で使用する旨（幼児用に限る）</p> <p>(d) 使用する前には、各部に破損や変形がないことを確認し、破損や変形があるときは使用しない旨</p> <p>(e) 使用の際には回転する箇所に巻き込まれやすい衣服は着用しない旨</p> <p>(f) 使用する前に車輪や各部に緩みがないことを確認する旨</p> <p>(g) 連結・接続は確実にされていることを確認する旨（部位を連結・接続して使用する走行ギアに限る）</p>	



項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(h) ホイールは消耗すると横滑りしやすくなるので、すり減ったときは交換する旨</p> <p>(i) 濡れた路面は意図せず横滑りをするなど走行することが困難なので使用しない旨</p> <p>(j) 制御方法をよく練習し、停止方法を会得する旨</p> <p>(k) 走行直後は、ブレーキや車輪などが高温になっているときがあるので、冷めるまで直接触れない旨</p> <p>(l) わずかな障害物や路面の凹凸でも転倒することがあるので、十分注意して使用する旨</p> <p>(m) わずかな隙間でも転倒することがあるので十分注意して使用する旨</p> <p>(4) 使用、保守、点検及び保管方法</p> <p>(a) 消耗部品の交換など特に保守が必要な箇所と保守の方法</p> <p>(b) 特に点検が必要な箇所と点検の方法並びに不具合があったときの対応</p> <p>(c) 特に保管上必要な事項</p> <p>(5) S Gマーク制度は、この製品の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	